

公立大学法人埼玉県立大学任期付教員の再任に関する規程

平成22年4月1日
規程第18号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学教員の任期に関する規程（平成22年規程第17号）が適用される教員（以下「任期付教員」という。）の再任に関し、必要な事項を定めるものとする。

(再任申請)

第2条 再任を希望する任期付教員（以下「再任希望者」という。）は、任期満了日の9ヶ月前までに、任期付教員再任申請書（様式第1号）により理事長に再任を申請するものとする。

(再任判定)

第3条 理事長は前条に基づく再任申請があったときは、学長に通知するとともに、公立大学法人埼玉県立大学教員人事委員会規則第1条に規定する教員人事委員会（以下「人事委員会」という。）に再任判定の審査を指示する。

2 前項の再任判定の審査は、次に掲げる事項に基づき行うものとする。

- 一 懲戒処分の有無
- 二 勤務状況
- 三 教員評価の結果

3 人事委員会は、再任判定の審査を行い、その結果を再任判定結果報告書（様式第2号）により学長に報告するものとする。

(理事会の意見)

第4条 学長は、前条第3項の報告を受けたときは、理事会の意見を求めるものとする。

(再任の可否の決定)

第5条 学長は、理事会の意見を参考として、再任の可否を決定し、その結果を理事長に対して報告するとともに、再任を可とした再任希望者の再任を理事長に申し出る。

(再任の可否の通知)

第6条 理事長は、学長から再任希望者の再任の可否についての報告があったときは、再任可否決定通知書（様式第3号）より、再任希望者に通知するものとする。

2 前項の通知は、任期が満了する6ヶ月前までに行わなければならない。

(再任の任命)

第7条 理事長は、学長から第5条の再任の申出があった場合には、地方独立行政法人法第73条に基づき、当該教員を再任する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、任期付教員の再任に関し必要な事項は、教員人事委員会の議を経て、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

任期付教員再任申請書

年 月 日

公立大学法人埼玉県立大学理事長 様

所属学科等名
職 名
氏 名

公立大学法人埼玉県立大学任期付教員の再任に関する規程第2条に基づき、下記のとおり再任を申請します。

記

- | | | |
|-------------|---------|-------|
| 1 現在の任期 | 年 月 日 ～ | 年 月 日 |
| 2 再任を申請する任期 | 年 月 日 ～ | 年 月 日 |

再任判定結果報告書

年 月 日

埼玉県立大学学長 様

教員人事委員会委員長

公立大学法人埼玉県立大学任期付教員の再任に関する規程第3条第3項に基づき、下記のとおり再任判定の結果を報告します。

記

再任判定対象者氏名	
所属学科等	
職 名	
現在の任期	
再任を申請する任期	
再任判定結果	再任 可 ・ 否 (可の場合、再任の任意を記載) 年 月 日 ～ 年 月 日 (否の場合、再任を否とする理由を記載)

再任可否決定通知書

年 月 日

（所属学科等、職名）

様

公立大学法人埼玉県立大学理事長

任期付教員の再任申請について下記のとおり決定したので、公立大学法人埼玉県立大学任期付教員の再任に関する規程第6条第1項に基づき通知します。

記

再任の可否	再任を（可・否）とします。
再任の任期 又は 再任否の理由	（可の場合、再任の任期を記載） 年 月 日 ～ 年 月 日 （否の場合、再任を否とする理由を記載）

再任基準

教授、准教授及び助教の職にある者の評価の結果、教育、研究、地域貢献及び大学への貢献の4領域全ての判定が「可」である場合のみ、再任可とする。

評価領域	各領域の判定	再任判定
教育領域	可	再任可
研究領域	可	
地域貢献領域	可	
大学への貢献領域	可	

※ 助手の職にある者の再任基準については、別に定める。